

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

平成18年12月、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定める障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」)が国連総会において採択されました。

現在、政府では、そのできるだけ早い締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る対応を検討しています。昨年12月に、必要な国内法の整備を始めとする障害者制度改革を行うための「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、批准に向けた主要な論点について検討を行っています。

教育関係では、インクルーシブ教育システムの構築という同条約の理念を踏まえた制度改革の基本的な方針が議論されております。

さらに、本年6月7日には、障がい者制度改革推進会議の「第一次意見」がとりまとめられ、これを踏まえて、6月29日には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。そこでは、教育分野の制度改革の具体的項目については、関係府省において検討することとされました。

これを踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、現在、同委員会において調査審議が行われています。

1 趣旨・目的

障害者の権利に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面・財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置する。

2 主な検討事項

- (1)インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2)(1)の制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3)障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4)その他

3 検討期間

平成22年秋～冬に中間まとめを行った上、平成22年度中に一定の結論を得ることを目途とする。平成23年度以降も検討を継続する必要がある場合は、引続き本委員会での検討を実施することとする。

(参考) 障害者制度改革に係る政府の動向

障害者制度改革に係る経緯

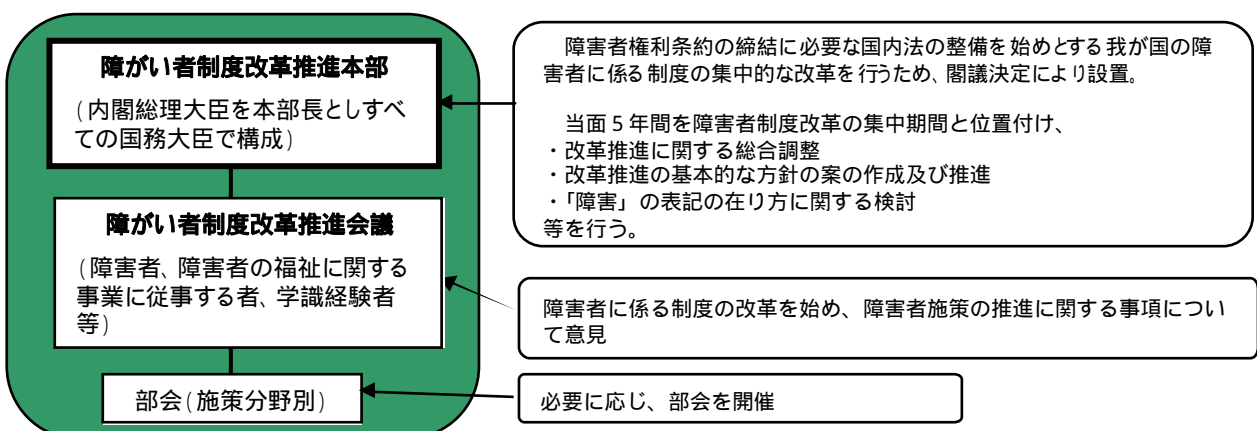
- 平成18年12月 障害者権利条約() 国連総会において採択
平成19年 9月28日 障害者権利条約 署名
平成20年 5月 3日 障害者権利条約 発効
計146カ国・機関が署名済み、うち90カ国が批准(平成22年8月現在)
- 平成21年12月 8日 障がい者制度改革推進本部設置決定(閣議決定)
平成21年12月15日 障がい者制度改革推進本部の下に障がい者制度改革推進会議の開催を決定(障がい者制度改革推進本部決定)
- 平成22年 6月 7日 障がい者制度改革推進会議「第一次意見」とりまとめ
平成22年 6月29日 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
平成22年 7月12日 中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置

障害者権利条約における教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等